法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-04

綱吉政権初期の鷹政策

根崎，光男

(出版者 / Publisher)
法政大学教養部
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
法政大学教養部紀要 / 法政大学教養部紀要
(巻 / Volume)
107
(開始ページ / Start Page)
117
(終了ページ / End Page)
145
(発行年 / Year)
1998-06
(URL)
https://doi.org/10.15002/00003612

Hosei University Repository

綱吉政権初期の鷹政策

根崎光男

はじめに

近年、近世の鷹をめぐる研究は鷹の鳥の贈答・饗応関係を中心とする儀礼論[1]、江戸廻り鷹場の特質を究明しようとする地域編成論・江戸城城付論[2]などの観点から進められ、一定の成果を上げている。しかし、そこでのさまざまな議論も、そもそも鷹狩や鷹場とは歴史的・社会的にいかなる位置を占めるものか、そしてその鷹場はどのような機能をもっていたかなど、根源的な問題すらいまだ一定の合意をみるにいたっていない。

たとえば、近世の鷹場規定についてこれまでにいくつかの見解が提示されてきた。大石学氏は、鷹場を「鷹場としての制約を受け、負担を負っている村々・地域」、「鷹場役人の管轄下にある村々・地域」とした[3]。また筆者は「鷹場として指定されている」、「鷹場役人の管轄下にあって、法の統制を受けている」、「鷹場負担を強制されている」、この三つの条件を満たしている村々・地域とした[4]。さらに岩田浩太郎氏は、江戸周辺鷹場を①幕藩制国家における礼的秩序の維持・再生産を保障する領域、②公儀権力の拠城＝江戸城の「御用害之筋」として、幕領・私領の入り組み・錯綜した知行形態を有する江戸周辺地域の広域的一円的支配を行う領域、③公儀権力の拠城＝江戸城における日常生活の維持・再生産を保障する領域という三つの機能を果たす領域として把握した[5]。これに対して、伊藤好

Hosei University Repository

一氏は、大石氏の鷹場規定を鷹場のもつ「属性」として批判し、また岩田氏の②③を批判し、鷹場を「領主が鷹狩をすることを目的として特定した場所」と規定した。[6] さらに、斎藤司氏は、伊藤氏の見解を踏まえて、特に岩田氏の①を継承し、それを関東地域に拡大・適用した上で、幕府＝公儀が諸大名へ与えた鷹場である「拝領鷹場」の分析を通して、近世前期の関東における公儀鷹場を、a将軍家鷹場、b鷹師頭や小田原藩などが管理を担当している「預り場（取飼場）」、c鷹部屋が管理している地域、d「拝領鷹場」の四つから構成されているとした。[7]

大石氏や筆者の鷹場規定は、鷹場の支配関係の現象面から導き出されたものであり、伊藤氏が指摘したようにその本質規定とはいえない内容であったように思う。また岩田氏の認識は、伊藤氏の批判点のほか、江戸周辺鷹場、いわゆる御拳場の、それも享保期以降の視点からの鷹場論であり、畿内・東海地域にも存在した広域にわたる公儀鷹場を前提として組み立てられたものではなく、その規定内容は江戸周辺鷹場の地域編成上における機能論たりえても、その本質論ではなかった。そして伊藤氏の見解は、鷹場の本質規定をめざしたものであったが、果してその内容をもって近世の鷹場を規定しえるかということになると、問題点を有しているといわざるをえない。本稿で明らかにするように、たとえば将軍綱吉はその就任当初から自らの意志によって鷹狩を中止しており、将軍の鷹狩を目的としなくとも幕府鷹場が存在した事実を伊藤説では説明できない。歴史的に、鷹場とは鷹狩の権利を有する者――領主一般ではない――が鷹狩を中心とする狩猟の場として領有した特定の領域であり、必ずしも鷹狩権者が鷹狩を実施しなくともこの領域が存在したことを確認しておかなければならない。さらに斎藤氏の鷹場論は、岩田氏の主として①の見解に拠りつつ、「公儀鷹場は幕藩間の礼的秩序を再確認する場」であるとしたうえで、公儀鷹場の編成区分を試みている。しかしこの理解に立てば、幕藩間の鷹をめぐる礼的秩序の諸関係は鷹場の存在を前提としているということになろう。すなわち、この規定は鷹場機能論の一つではあっても、その本質論ではないといえる。

以上、これまでに提起された近世鷹場論の問題点を指摘してみた。鷹場の規定がいまだ一定の合意をみていない原因は、それぞれの鷹場研究の視点の相違もあるが、有史以来の「鷹場」のありようが未解明であること、また近世全期にわたる幕府放鷹制度の研究が進展していないこと、さらに公儀鷹場の領域が未確定であることなど、その

Hosei University Repository

事実関係の究明がきわめて不十分であることに起因していると考えられる。そのため、近世放鷹制度の研究はその制度の解明とともに、鷹狩の歴史的性格とその役割、鷹場の領域とその役割、権力と鷹狩・鷹場の関係、鷹狩と鷹場の関係、そのほか鷹儀礼（幕府と朝廷・大名・家臣・対外国間にみられるさまざまな鷹にかかわる儀礼一般を指す）・鷹場支配権・鷹場役などの歴史的構造が解明されなければならないだろう。

そこで、本稿では鷹狩・鷹場研究を深める一助として、綱吉政権初期の鷹政策（鷹の取得・管理、鷹狩、鷹場、鷹儀礼等、鷹にかかわる政策全般を指す）について考えていきたい。綱吉政権の鷹狩・鷹場政策の歴史的評価については、これまでに次の三つの見解が示されている。北島正元氏は、「五代将軍綱吉の代になり、放鷹の行事がいったん中絶されると、それにともなって放鷹の職制も廃止された。その動機は有名な生類憐みの令であった」[8]とし、綱吉政権の「生類憐みの令」の影響により、鷹狩が中断し、鷹職制が廃止されたとした。この北島説が長い間定説化してきたといってよい。しかし、「生類憐みの令」に先立って鷹役人が多数削減されている点に着目した大館右喜氏は、「綱吉がその初政より生類殺生の抑止を意図していた」とし、綱吉は「生類憐みの令」発令以前から生類殺生抑止を意図していたため、鷹役人が多数削減されたとした。[9]その後、塚本学氏は綱吉政権のもとで「鷹制度の縮小に早くから手がつけられても、その廃止に年月を要したことは鷹制度の縮小によって生類憐み政策の始期を見出すことをためらわせる」として大館説を批判し、綱吉初政の鷹縮減は図作・倹約を動機としているとした。[10]このように、三氏の見解は「生類憐みの令」と鷹役人の削減との関連をめぐって大きな相違点がある。

本稿では、従来の研究成果を踏まえて、家綱政権の鷹政策を視野に入れながら、将軍就任から「生類憐みの令」発令期までの綱吉政権初期の鷹政策を検討し、その歴史的意義を探っていくこととする。

一　将軍家綱・綱吉間の鷹儀礼

徳川綱吉は、正保三年（一六四六）正月、三代将軍家光の四男として生まれ、幼名を徳松といった。慶安四年（一

Hosei University Repository

六五一）四月、兄長松（綱重）とともに賄料としてそれぞれ一五万石の領知を賜り、家臣も付属した。はじめ邸宅を竹橋に賜ったが、のち神田に移り、承応二年（一六五三）八月元服、右馬頭に叙任し、綱吉を名乗った。寛文元年（一六六一）閏八月上野国館林に封ぜられ、一〇万石を加増されて二五万石の大名となった。そして家綱死去後の延宝八年（一六八〇）八月、第五代将軍に就任したのである。

そこで、綱吉が将軍就任以前、四代将軍家綱との間でどのような鷹儀礼を取り結んでいたのかを、第1表から探っていきたい。まず第一に指摘できるのは、綱吉が寛文元年閏八月に館林に封ぜられ、そして同年一一月一〇日館林城下に鷹場を下賜された（以下、この鷹場を恩賜鷹場という）のを機に、鷹の鳥下賜儀礼に大きな変化がみられることである。寛文元年以前の将軍家綱から綱吉への鷹の鳥の下賜は徳松と称した幼少期からはじまり、綱吉と名乗ってからは鶴・雲雀・鵲・鴈・鴨・鶉・梅首鶏などを拝領し、一方明暦二年（一六五六）からは毎年五月頃将軍家綱

年　月　日	贈答関係	鳥の種類・数	備　　考
延宝元・5・25	家綱→綱吉	巣鶴 2	
延宝元・11・7	家綱→綱吉	鶴	
延宝元・11・15	家綱→綱吉	若黄鷹 2	
延宝元・12・11	家綱→綱吉	鷹の鴈	
延宝2・2・10	家綱→綱吉	鷹の鴈	
延宝2・4・13	家綱→綱吉	梅首鶏 5	
延宝2・6・15	家綱→綱吉	巣鷹	
延宝2・7・12	家綱→綱吉	雲雀 50	
延宝2・10・14	家綱→綱吉	鶴	
延宝2・11・19	家綱→綱吉	鷹の鴈 2	
延宝2・12・18	家綱→綱吉	鷹 2	
延宝3・4・27	家綱→綱吉	梅首鶏 5	
延宝3・5・22	家綱→綱吉	巣鷹	
延宝3・6・28	家綱→綱吉	雲雀	
延宝3・10・13	家綱→綱吉	鷹の鴈	
延宝3・11・7	家綱→綱吉	雁	
延宝4・2・19	家綱→綱吉	鷹の鴈	
延宝4・4・4	家綱→綱吉	梅首鶏	
延宝4・6・10	家綱→綱吉	巣鷹	
延宝4・7・11	家綱→綱吉	雲雀	
延宝4・10・16	家綱→綱吉	鶴	
延宝4・11・4	家綱→綱吉	鴈・鴨	
延宝5・2・13	家綱→綱吉	鴈	
延宝5・4・22	家綱→綱吉	梅首鶏	
延宝5・6・10	家綱→綱吉	巣鷹 2	
延宝5・7・19	家綱→綱吉	雲雀	
延宝5・11・7	家綱→綱吉	鶴	
延宝5・11・19	家綱→綱吉	大鷹 2	
延宝5・12・26	家綱→綱吉	鷹の雁	
延宝6・4・4	家綱→綱吉	梅首鶏	
延宝6・5・26	家綱→綱吉	巣鷹	
延宝6・7・12	家綱→綱吉	雲雀	
延宝6・10・27	家綱→綱吉	鶴	
延宝6・10・晦	家綱→綱吉	鷹の鴈	
延宝7・2・19	家綱→綱吉	鷹の鴈	
延宝7・4・8	家綱→綱吉	梅首鶏	
延宝7・6・4	家綱→綱吉	巣鶴	
延宝7・7・4	家綱→綱吉	雲雀	
延宝7・9・27	家綱→綱吉	鶴	
延宝8・2・3	家綱→綱吉	鶴	
延宝8・4・19	家綱→綱吉	梅首鶏	5・8　家綱死去

Hosei University Repository

第1表　将軍家綱と綱吉間の鷹儀礼

年月日	贈答関係	鳥の種類・数	備考
承応元・9・5	家綱→徳松	鶴	
承応2・7・27	家綱→徳松	雲雀	8・19　綱吉と改名
承応3・3・晦	家綱→綱吉	鶴	
明暦元・8・23	家綱→綱吉	雲雀	
明暦2・2・8	綱吉→家綱	鴈	
明暦2・閏4・29	家綱→綱吉	巣鷹	
明暦2・7・4	家綱→綱吉	雲雀	
明暦2・9・14	家綱→綱吉	鶴	
明暦3・5・6	家綱→綱吉	梅首鶏	
明暦3・5・9	綱吉→家綱	巣鷹 2	
明暦3・6・27	家綱→綱吉	雲雀	
明暦3・10・23	家綱→綱吉	鶴	
万治元・2・8	家綱→綱吉	鷹の白鴈	
万治元・4・14	家綱→綱吉	鶴	
万治元・5・4	家綱→綱吉	鶴	
万治元・5・晦	綱吉→家綱	巣鷹	
万治元・11・23	家綱→綱吉	鴨 3	
万治2・2・26	家綱→綱吉	鷹の鴈	
万治2・5・14	綱吉→家綱	巣鶴 2	
万治2・10・1	家綱→綱吉	鶴	
万治3・4・10	家綱→綱吉	活鴈 2	
万治3・5・19	綱吉→家綱	巣鶴 2	
万治3・10・22	家綱→綱吉	鶴	
寛文元・正・27	家綱→綱吉	雁・鴨	
寛文元・4・13	家綱→綱吉	鶏	
寛文元・5・29	綱吉→家綱	巣鷹	
寛文元・9・1	家綱→綱吉	鶴	
寛文元・11・10	家綱→綱吉	鷹 3	館林城下に鷹場下賜
寛文元・12・25	綱吉→家綱	鴈 2	
寛文2・3・9	家綱→綱吉	鷹の鴈	
寛文2・3・27	家綱→綱吉	鶴	
寛文2・5・3	家綱→綱吉	鶴	
寛文2・5・22	家綱→綱吉	巣鷹 2	
寛文2・7・4	家綱→綱吉	雲雀 50	
寛文2・9・29	綱吉→家綱	鴈 2	恩賜の鷹にて獲る
寛文3・9・晦	家綱→綱吉	鶴	
寛文3・閏5・12	家綱→綱吉	巣鷹 2	4・18　膝折・白子間に鷹場下賜
寛文4・6・26	家綱→綱吉	雲雀	
寛文4・9・27	家綱→綱吉	鶴	
寛文5・4・23	家綱→綱吉	梅首鶏	
寛文5・7・4	家綱→綱吉	雲雀 50	
寛文5・10・13	家綱→綱吉	鶴	
寛文5・11・19	家綱→綱吉	鷹 3	綱吉鷹狩に出かける
寛文5・11・27	綱吉→家綱	鴈 2	恩賜の鷹にて獲る
寛文5・12・4	綱吉→家綱	鴨 2・鷺 1	恩賜の鷹にて獲る
寛文5・12・8	綱吉→家綱	鴈 2	鷹狩帰還挨拶
寛文6・7・19	家綱→綱吉	雲雀	
寛文6・10・8	家綱→綱吉	鶴	
寛文6・11・22	家綱→綱吉	鴈	
寛文7・3・19	家綱→綱吉	梅首鶏	
寛文7・7・4	家綱→綱吉	雲雀	
寛文7・9・14	家綱→綱吉	白鶴 1	
寛文7・12・22	家綱→綱吉	鷹の鴈	
寛文8・5・8	家綱→綱吉	鷹の鶴	
寛文8・10・22	家綱→綱吉	鶴	
寛文8・11・1	家綱→綱吉	鷹 3	綱吉鷹狩に出かける
寛文8・11・5	綱吉→家綱	鴈 1	恩賜の鷹にて獲る
寛文8・11・12	綱吉→家綱	鴨・鷺	恩賜の鷹にて獲る
寛文8・11・15	綱吉→家綱	鴈 2	鷹狩帰還挨拶
寛文9・正・27	家綱→綱吉	鷹の鴈	
寛文9・3・11	家綱→綱吉	鷹の鴈 2	
寛文9・4・22	家綱→綱吉	梅首鶏	
寛文9・7・23	家綱→綱吉	雲雀	
寛文9・10・10	家綱→綱吉	鶴	
寛文9・閏10・4	家綱→綱吉	鴈	
寛文9・閏10・23	家綱→綱吉	鷹 3	綱吉鷹狩に出かける
寛文9・11・8	綱吉→家綱	鴨 2	恩賜の鷹にて獲る
寛文9・11・11	綱吉→家綱	鴈 1	鷹狩帰還挨拶
寛文10・5・21	家綱→綱吉	巣鶴	
寛文10・11・8	家綱→綱吉	鴈	
寛文11・4・26	家綱→綱吉	鶴	
寛文11・6・3	家綱→綱吉	巣鶴 2	
寛文11・7・8	家綱→綱吉	雲雀	
寛文11・10・22	家綱→綱吉	鶴	
寛文11・10・23	家綱→綱吉	鷹 3	綱吉鷹狩に出かける
寛文11・10・晦	綱吉→家綱	鴈 2	
寛文11・11・8	綱吉→家綱	鴨 2	
寛文11・11・15	綱吉→家綱	鴈 1	鷹狩帰還挨拶
寛文12・2・11	家綱→綱吉	鷹の鴈	
寛文12・6・8	家綱→綱吉	巣鶴(巣鶴) 2	
寛文12・11・22	家綱→綱吉	雁	
延宝元・4・8	家綱→綱吉	梅首鶏 5	

(注)『徳川実紀』第四・五篇より作成。

Hosei University Repository

に巣鷹（巣鶴）を献上していた。すなわち、将軍家綱と綱吉との間にはその初期から一定した鷹の鳥の下賜と巣鷹の献上という鷹儀礼が存在していた。しかしこの時期、綱吉が鷹狩に出かけていた事実は確認できない。

ところが、寛文元年に綱吉が将軍家綱から恩賜鷹場を下賜されると、鷹狩に出かけ、自ら獲った鷹の鳥を献上するようになった。鷹狩の頻度は二、三年に一度の割合で、二週間から三週間の行程で出かけていた。恩賜鷹場は当初館林城下のみであったが、寛文四年四月一八日には江戸周辺の武蔵国膝折と白子との間の地域にも下賜され、それは「雲雀の狩場」と称されていた。「雲雀の狩場」とは、当時贈答用の鳥として最も珍重された鶴や白鳥などを獲ることが許されていない鷹場であり、主として鷹の鳥としての雲雀（鴈・鴨・鷺を含む）を獲ることが許された鷹場であった。つまり、鷹の鳥の拝領が鳥の種類によって位階制的に編成されていたように、恩賜鷹場も被下賜者に応じて位階制的に編成され、捕獲できる鳥が限定されて鷹場の下賜が行われていたのである。

また鷹場を下賜された後の、将軍からの鷹の鳥の拝領儀礼は、何月頃にどの種類の鷹の鳥を拝領するかがほぼ形式化していた。三、四月頃に梅首鶏、六、七月頃に雲雀、九、一〇月頃に鶴が下賜されていたのがその証左である。こうした傾向は綱吉に特徴的だったのではなく、鷹の鳥の拝領者全般に共通していた。そしてこの時期からは綱吉が鷹狩の暇を願った際に将軍から鷹が下賜され、その恩賜の鷹によって捕獲した鷹の鳥を将軍に献上するようになった。しかし、鷹場下賜前にみられた将軍への巣鷹の献上儀礼は、下賜後はみられない。これは綱吉に特徴的なもののようで、家格的に同列であった甲府徳川家は鷹場拝領後も将軍への巣鷹の献上を継続している。

ところが寛文一二年以降、綱吉が鷹狩を行った形跡が見当たらなくなる。将軍家綱は死去する前年の延宝七年まで隅田川・麻布辺で年二、三回ほど日帰りの鷹狩を挙行しており、綱吉が鷹狩を行わないのは将軍と連動したものではない。その原因を特定できないが、儒教思想の影響を受けた綱吉個人の意志によるものであろうと思われる。綱吉が鷹狩を実施しないことで将軍への鷹の鳥の献上はみられなくなるが、この時期でも将軍家綱から綱吉への鷹の鳥の下賜儀礼はほぼ一定して継続している。

このように、綱吉は将軍就任以前、幕藩間の鷹儀礼の秩序に基づいて、将軍との間に鷹の鳥の下賜・献上関係を

Hosei University Repository

取り結び、また将軍から恩賜鷹場を下賜されていた。これは幕藩体制下における主従制原理に根ざした武家儀礼の一つであったとみられる。

二　綱吉政権初期の鷹政策

1　将軍鷹狩の中止

延宝八年（一六八〇）五月八日、四代将軍家綱は死去し、同月二六日その葬儀が営まれた。家綱が死去する二日前に、館林藩主徳川綱吉の将軍後継が決定しており、同年七月一〇日綱吉は江戸城二丸より本丸に移った。そして同年八月二三日に綱吉の将軍宣下の大礼が行われた。この間の八月五日、綱吉は老中堀田正俊を農民統治の専管者に任じ、同七日には堀田正俊と勘定頭らに「近年公料の農民疲困するきこえあり、仁政を施し、衰耗なさしむまじきむね」[11]を命じた。つまり、綱吉政権の幕領統治の基本に仁政方針が掲げられたのである。次いで同一六日には堀田正俊・京都町奉行二名・勘定頭四名に「国用の事」を協議して執行させることにした。[12] この協議組織によって幕領統治の政務が進められていくわけであるが、老中堀田正俊が将軍綱吉の意を受けて主導したことは明らかである。

そして将軍就任直後から、綱吉は幕府の鷹政策の転換を推進していった。この鷹政策の転換に重要な役割を担ったのも堀田正俊である。堀田は家綱政権下の寛文一〇年二月から若年寄として鷹師頭・鳥見などの鷹役人を従属下に置き、鷹方支配の中心にいたが、延宝七年七月の老中就任後も、また翌八年五月の将軍家綱の死去後も、同様であった。[13] 一方で、綱吉政権発足直後には農政担当の中心人物ともなった。同八年閏八月三日には「備中」、すなわち堀田正俊の名をもって幕府代官に「民は国之本也」の書き出しではじまる七か条の訓令を発し、綱吉の農政の基本方針を示した。[14] そして堀田は綱吉の仁政路線に沿って、勘定頭らと密接に協議しながら、鷹政策の転換を推進していった。同八年九月一五日、堀田の命を受けた勘定頭徳山重政・大岡重清は、次のような内容を鷹場村々に徹底させるよう関東郡代伊奈忠篤に命じている。[15]

Hosei University Repository

一　当年者御鷹使ニ被遣候儀相止候間、於在々作毛不喰様ニ鳥おい申様ニと御代官中へ可被申遣候旨、今日堀備中守殿被仰渡候間被得其意、右之段村々江被申触、かゝし致候而成共、又ハ縄を張候而成共、百姓勝手次第作毛不喰様ニ可被申付候、以上

延宝八年申九月十五日

徳　五　兵　衛
大　五郎左衛門

伊奈隼人　殿

これにより、①当年（延宝八年）は鷹師派遣による鷹使いを中止する、②このため作物が荒らされないように鳥を追っ払ってもよい。また鳥を追い払うための案山子を立てたり、縄を張ってもよい、③この方針は老中堀田正俊の指令によるものであり、④勘定頭二名から近世初期以来関東の支配に大きくかかわり、また将軍の鷹狩に供奉することの多い関東郡代伊奈氏に伝達され、さらに郡代・代官から村々に触れられたことの四点が判明する。①に関連して、綱吉は鷹の訓練で鷹師を鷹場に派遣しないばかりでなく、将軍としての鷹狩も実施することはなかった。将軍の鷹狩の前提として、鷹師の日常的な鷹の訓練は必須であり、また将軍から下賜される鷹の鳥は、将軍自らが鷹狩によって獲た獲物のほか、大名・鷹師らが献上する鳥などによって賄われていたので、鷹の鳥下賜儀礼にも影響を及ぼすものであった。ましてや②では鷹場での鳥追い・案山子立て・縄を張ることが許されたわけであるから、鷹場規制がきわめて緩和されたことを窺知できる。この措置は、凶作による農村疲弊の現状認識から、綱吉が仁政の一環として決断したものであったが、幕府鷹政策の大転換をも意味した。

館林藩主時代の寛文一二年から鷹狩に出かけることがなかった綱吉は、将軍就任直後に仁政という施政方針から幕府鷹場での鷹狩中止を決定し、自らも鷹狩を行わなかったのである。これは「近年公料の農民疲困」という社会状況のもとで、農民への慈悲としての側面を有し、綱吉の仁政実現の一つの具体化であった。そしてこの方針の幕

Hosei University Repository

領村々への周知を、老中堀田正俊――勘定頭――関東郡代（代官頭）を経由して徹底させたのである。その後、鷹師の鷹狩は再開したが、将軍による鷹狩は実施されることがなかった。

以上のように、延宝八年九月以降、将軍の鷹狩は行われなかったわけであるが、「常憲院殿御実紀」（以下、「実紀」という）の天和二年（一六八二）六月一〇日条には「小石川離第にわたらせ給ふ、堀田筑前守正俊、牧野備後守成貞、并に御側の輩は羽織袴着して陪行す、其外は各放鷹の時のよそひのごとし」[16]とあり、将軍の御成に際して供奉者の多くは鷹狩時の装束であったことが知られる。鷹狩を行わずとも、御成行列は鷹狩時を模し、武備訓練の一翼を担っていたのである。ただし、将軍が鷹狩を中止したとはいえ、大名の鷹狩を禁じたわけではなかった。綱吉政権が鷹狩禁止令を出すのは元禄六年（一六九三）九月一〇日であり[17]、それまでは原則として鷹狩を実施できた。しかし、御三家の恩賜鷹場に限っていえば、そこでの鷹狩は貞享元年一二月の紀伊・水戸両家のものを最後として行われることがなかった[18]。つまり、同二年からは鷹狩を行い得ない状況が存在したということであろう。その状況とは、いわゆる「天和の治」の賞罰厳明政策によって、綱吉の将軍専制政治があらわとなり、その将軍が中止した鷹狩を行いえなくなったこと、また貞享元年六月頃から幕府権力による生類保護の方向が示されたことによるものではないかとみられる。

2　鷹方支配の帰属再編と鷹役人の削減

綱吉による将軍鷹狩の中止方針は、鷹職制の改変・縮小を余儀なくさせた。それまで老中堀田正俊の支配下に置かれていた鷹役人は、延宝八年一二月一六日に「少老松平因幡守信興、石川美作守乗政、今より鷹馬のこと奉るべしと命ぜられ、鷹匠、鳥見、殺生の者みな其隷下に属せらる」[19]ことになり、若年寄の管轄へと移行した。秀忠・家光の二元政治が解消して家光の将軍親政が開始された寛永九年（一六三二）以降、鷹方の支配は老中・奏者番・若年寄などによって担われてきたが、これは職制に基づく職務管轄ではなく、将軍の信任を受けた者が勤めてきた。ところが、綱吉の将軍就任直後から鷹方支配が若年寄の職務分課の一つとして定着することになった。なぜこの時期

Hosei University Repository

鷹方支配が若年寄の専管となったかについては、将軍の鷹狩中止によって鷹方支配の役割が後退していくことと関連しているように思われる。

このため、鷹職制の改変は幕府職制への鷹方支配の帰属問題だけでなく、この後鷹役人の削減、廃止へと推移していった。天和二年（一六八二）三月二一日に「この日鷹師を省かれ、頭の内三人は大番、一人は腰物番、一人は小十人組にいれられ、御手鷹師四十五人小十人組に入られ、廿六人、鷂頭二人小普請に入られ、鷹方二人小十人組に入、一人小普請に入、鳥見六人火番とせらる」[20]ことになり、また同年一二月五日には「鷹匠、鳥見より大番に入もの二人、鷹匠、鳥見、馬方より小十人組に入もの五人、網奉行は五人とも小普請に入らる」[21]ことになり、さらに貞享三年（一六八六）一〇月五日には「手鷹師廿七人、鳥見十七人みな小普請に入らる」[22]ことになり、鷹役人の他職への大幅な配転が進められたのである。このなかで網奉行は享保期の放鷹制度再編過程においても復活することなく消滅した。この時期の鷹匠系統人数の推移を第2表によってみてみると、鷹の飼育・訓練にあたる手鷹匠の大量削減が顕著であり、総体的に鷹役人が漸次減少していったことがわかる。

それでは、この時期の人員削減が鷹役人に特徴的なことなのかといえばそうではなく、その対象は他の役職でもみられた。その一つは舟手役人の削減である。天和二年九月一八日には、中奥小姓小笠原長定・寄合鍋島正泰・舟手頭向井正盛らが協議して、幕府の大船安宅丸を解体することとした。その理由は「此安宅丸は古今比類なき大船なりしかば、水主、楫取を初め、これにあづかるもの数百人あり、しかのみならずこの一船の費用、年中には十万石の税額を用ゆるに至れり

第2表　鷹役人の推移

職名 / 年代日	鷹師頭	鷂頭	寄合組頭	手鷹師	鷹師同心	餌差
延宝3・1675	5	5	3		252	
天和元・1681	5	5	3	116	252	108
天和3・1683	3	2		66	193	96
元禄4・1691	2	1		42	165	150（食飼・食付）
享保3・1718	2			38	30	7

（注）橋本博編『改訂増補大武鑑』より作成。空欄は記載なし。

Hosei University Repository

とぞ、よて堀田筑前守正俊、このころ下の奢侈を停禁し給はんには、先上の浮費を省かるべしと建議して、かく毀たしめしとなり[23]」とあり、庶民の奢侈の風潮に警鐘を鳴らすため、まずは幕府が倹約を垂範しようとして安宅丸の取り壊しを決定したものであった。この結果、同年一一月一三日には舟手頭向井正盛所属の水手五〇人が削減され[24]、翌三年七月一六日には大坂舟手頭が減員されて一人となり[25]、補充されることはなかった。そしてもう一つは町奉行所同心の削減である。天和二年一一月一一日には、次のような「覚」が町奉行に仰せ渡されている[26]。

町与力・同心、数年作法風俗不宜候よし、兼々被及聞召候、作法風俗能様ニ急度可申付候、数年之義ニ而急ニ風俗難改存候ハヽ、何も御扶持を放し、新規ニ召抱可申候、惣而同心も多過候由被為　聞召候、幸・本所ニ罷在候人数程、一組ニ而四拾人程、両組ニ而八拾人へらし可申之由被仰渡候、以上

この頃、町奉行所役人の作法や風俗が乱れていたという。この旧弊を正すため町奉行所改革に着手し、その一環として両町奉行所同心八〇人を削減したのである。

これらの事例から判明するのは、役人の削減を推進したのは一つは倹約、もう一つは風俗矯正を目的としていたということである。ただし倹約とはいっても、単に財政支出の削減を意図しただけにとどまらず、庶民の奢侈をなくすためにまず幕府が倹約を励行し、その範を垂れようとする姿勢が看取される。また風俗矯正についても、役人の意識改革を促す手段として人員削減を断行した色彩が強い。「実紀」の貞享二年（一六八五）一二月二三日条には「牧野備後守成貞もて大目付、目付、町奉行に仰下されしは、このごろ官鷹もて鶴とりたる鷹匠、同心の事糾されしに、僉議心とゞかざるさまなれば、咎らるべけれど、先こたびはゆるされ、後来をいましむべしとなり[27]」とあって、鷹匠・鷹匠同心の不正が糾明されていただけでなく、側用人牧野成貞が大目付・目付・町奉行らの監察機能の低下を戒めていたことがわかる。そのことを反映するように、同月二五日には所属の鷹匠同心が鶴を捕獲したことに連坐して鷹匠頭間宮敦信が罷免の上閉門を申し渡されている[28]。

Hosei University Repository

これらのことから、鷹役人の削減策は将軍の鷹狩中止を契機として必然化し、その綱紀粛正と鷹関係費用の削減などに寄与したとみられる。たとえば、経費削減面では鷹匠の路銭が貞享二年には一八五両余であったものが翌三年には三〇両一分余に、同様に鳥見の伝馬代・路銭は三〇七両二分余であったものが八五両余に激減している。[29] その意味で、鷹役人の削減策は当該期の機構改革や財政構造改革などと連動していたといえるだろう。そしてその根底には将軍綱吉の仁政方針が作用していたのである。

3　鷹儀礼の変容

幕府の鷹儀礼は実に多種多様であった。鳥の贈答関係では朝廷への鷹の鶴・鴻・白鳥などの献上、大名への鷹・巣鷹・鷹の鳥の下賜、鷹場関係では大名への恩賜鷹場の下賜、鷹狩関係では大名への鷹狩暇の下賜、大名狩場への幕臣派遣によるご機嫌伺い、鷹狩供奉者・休息所などへの褒美の下賜、饗応関係では大名・幕臣などへの鷹の鳥饗膳などの儀礼がある。一方で、大名からの鷹・巣鷹・鷹の鳥の受領、恩賜鷹場の返上、朝鮮通信使からの鷹の受領などの儀礼もあった。

これらの幕府鷹儀礼は家康の代から築かれはじめ、家光の代には定着したとみられる。このうち、恩賜鷹場の下賜儀礼については斉藤司氏の詳細な研究がある。[30] それによれば、恩賜鷹場（斉藤氏は幕府・将軍が諸大名へ与えた鷹場を「拝領鷹場」と表現している）は「将軍と各大名の主従制的な関係を鷹狩という一つの儀礼行為を媒介として確認する空間」であったとしたうえで、その「拝領」は①将軍家の血縁、②家格、③幕府の役職に対して行われたとする。そして寛永一〇年二月を境に、それ以前の「拝領」が人に対してであったものが、幕府職制の整備や家格の確定という時代の趨勢に対応する形で家や役職に応じて与えられるように変化したと述べている。斉藤氏が明らかにした「拝領鷹場」二五例のほかに、筆者が補い、それらの恩賜鷹場を歴代政権ごとにまとめたものが第3表である。これによれば、恩賜鷹場の被下賜者の範囲が、斉藤氏の指摘する①については概ね了解しえたとしても、厳密にいえば将軍家の血縁がすべて等しく下賜されていたわけではないのである。②③についてはその下賜が家格

Hosei University Repository

第3表　歴代政権の恩賜鷹場の下賜状況

歴代政権	恩賜鷹場下賜年代	被下賜者	下賜時年齢	藩名	石高	官位	備考	鷹場地域
家	慶長6・9・26	伊達政宗	35	仙台藩	58.5万石	従四位下少将		武蔵国久喜（100か村）
	慶長6～9	大島光義	95頃	臼杵藩	1.8			武蔵国牛島・葛西・府中等
	慶長8	金森長近	80	高山藩	6.1	従四位下		山城・摂津・河内・和泉国内等
秀	慶長11・正	池田輝政	41	姫路藩	52.	従四位下少将		武蔵野
	慶長12・閏4・29	松平定勝	48	伏見城代	3.8	従五位下		伏見近郷
	慶長16	金森可重	54	高山藩	6.1	従五位下		下妻
	慶長17・9・4	池田輝政	48	姫路藩	52.	参議正四位下		摂津国内
	元和元・11・20	上杉景勝	61	米沢藩	30.	従三位中納言		武蔵国府中・八王子（3000石）
	元和元	井伊直孝	26	彦根藩	15.	従四位下侍従		近江・山城国内
康	元和元	桑山元晴	53	谷川藩	2.6	従五位下		下妻
	家康～秀忠代	鍋島勝茂	40頃	佐賀藩	26.4	従四位下侍従		六郷・葛西・浅草・神田
	元和2・10・20	佐竹義宣	46	秋田藩	20.6	従四位下侍従		栗橋・古河・八木橋・山川・結城・下妻・下館
	元和9	徳川頼宣	22	紀伊藩	55.5	従三位中納言	紀伊家	伊勢一国
家	寛永2	松平忠昌	29	福井藩	50.	従四位下侍従	秀康系越前家	下野国足利
	寛永5・正・23	徳川頼宣	27	紀伊藩	55.5	従二位大納言	紀伊家	小杉
忠	寛永7	細川忠興	68	小倉藩	39.9	参議従三位	隠居後	下総国小金・指屋
	寛永10・2・13	徳川義直	34	尾張藩	61.9	従二位大納言	尾張家	武蔵国入間・新座・多摩郡
	寛永10・2・13	徳川頼宣	32	紀伊藩	55.5	従二位大納言	紀伊家	武蔵国足立郡
	寛永10・2・13	徳川頼房	31	水戸藩	28.	正三位中納言	水戸家	武蔵国葛飾郡、下総国葛飾郡
	寛永10・2・21	井伊直孝	44	彦根藩	15.	従四位下侍従		武蔵国稲毛（座間）
	寛永10・2・21	松平忠明	51	郡山藩	12.	従四位下侍従		武蔵国小机
	寛永10	稲葉正勝	37	小田原藩	8.5	従五位下	老中	小田原
	寛永13・10	前田光高	22	加賀藩	80.	正四位少将		武蔵国、相模国東郡（148か村）
	寛永14・10・5	井伊直孝	48	彦根藩	15.	従四位下侍従		世田谷（正保2年鷹場村増す）
	寛永15・11・29	伊達忠宗	40	仙台藩	61.5	従四位下少将		江戸近郊（久喜か）
	寛永15・12	松平光長	24	高田藩	25.	従四位下左近衛少将	秀康系	上野国尾島
	寛永16・9・26	酒井忠勝	53	小浜藩	11.3	従五位下	大老	鎌倉・三浦・本牧
	正保3・12・1	保科正之	36	会津藩	23.	従四位上左近衛権少将	将軍弟	下館
光	正保4・12	松平直政	47	松江藩	18.6	従四位下侍従	秀康系松江家	上総国姉崎
家	寛文元・11・1	徳川綱重	18	甲府藩	25.	正三位左近衛権中将	将軍弟	甲斐国（武蔵国か）羽生
	寛文元・11・1	徳川綱吉	16	館林藩	25.	正三位左近衛権中将	将軍弟	館林城下
	寛文元	松平光通	26	福井藩	50.	従四位下左近衛権少将	秀康系越前家	下総国佐倉・曽我野・生実・千葉堂・検見川、上総国長南・久留里・速野（鷹場移転のため）
	寛文3・7・22	徳川綱重	20	甲府藩	25.	参議正三位	将軍弟	武蔵国府中
	寛文4・4・18	徳川綱吉	19	館林藩	25.	参議正三位	将軍弟	武蔵国騎折・白子（練馬）
	寛文6・10・1	稲葉正則	44	小田原藩	9.5	従四位下侍従	老中	小田原西郡
	寛文8・7・11	酒井忠清	45	前橋藩	10.	従四位下少将	大老	下総国八条（鷐狩の地）
綱	寛文8・7・11	阿部忠秋	67	忍藩	8.	従四位下侍従	前老中	武蔵国熊谷（鷐狩の地）

（注）各政権の在位時期は将軍のほか、大御所時代も含む。

Hosei University Repository

や役職と連動するとしても、家格が高いとか、大老・老中を勤めた者が必ずしも被下賜者となっていたわけでもない。すなわち、恩賜鷹場の下賜対象は将軍家の血縁、家格・役職が必要条件ではあっても、十分条件ではなかったのである。さらに寛永一〇年二月以降、恩賜鷹場の下賜が人から家・役職へと移行したとする点についても、御三家など一部を除けば、了解しえない。「鷹場賜る事は、三家又は老臣にかぎ」[31]ったとあるように、御三家は家に対して、その他は概ね人に対してであったとみられる。その際、家格がまったく関係しなかったわけではないが、同じ家系の者が代々下賜されたとしても、家格による世襲とはいえず、あくまでも将軍と大名個人との関係で恩賜鷹場の下賜が行われていた。付言すれば、下賜時の年齢は、将軍家の血縁を除けば、ほとんど壮年及び老齢に達しており、被下賜者側からみれば恩賜鷹場での鷹狩は江戸・京都滞在時の晩年の養生・慰みとして位置づいていたと思われる。寛文元年一〇月六日、幕府は伊達家家臣に対して、第四代藩主亀千代（のちの綱村）が「幼少」であることを理由に恩賜鷹場の返上を命じている。[32]これが家に対しての下賜であるならば、返上する必要はなかったはずであり、また将軍家血縁以外の恩賜鷹場被下賜者の多くが一代限りで鷹場を返上していることからも、その下賜は属人的要素のもとで執行されていたのである。

次に、綱吉政権下の恩賜鷹場の下賜状況について考えてみたい。近世前期における各大名への恩賜鷹場の下賜は家綱政権期まで、それも寛文八年七月の酒井忠清・阿部忠秋へのものを最後としており、綱吉政権期ではまったくみられなくなる。このことは恩賜鷹場の下賜適任者がなかったからではなく、綱吉政権の方針として鷹場の下賜儀礼を執行せず、停止していたことによるものである。綱吉は将軍恒例の鷹狩行事を中止したばかりか、恩賜鷹場の下賜も中止し、前代まで続いた古礼を受け継がなかった。これも将軍綱吉の仁政方針の影響によるものと思われ、儀礼の改変とその簡素化が著しく進んだのである。

さらに、鷹の鳥の献上・下賜儀礼についてはどのような変化がみられたのであろうか。まずその前提として、家綱政権下の模様を確認しておきたい。家綱が死去する前年の延宝七年における状況をまとめたのが、第4表である。この年二月一八日には将軍家綱の最後の鷹狩が麻生（麻布か）辺で行われたが、その翌日には館林徳川家・甲府徳

Hosei University Repository

第4表　家綱政権の鷹の鳥献上・下賜儀礼（延宝7年）

月日	贈答関係	鳥の種類・数量	月日	贈答関係	鳥の種類・数量
2・19	家綱→館林徳川家、甲府徳川家 紀伊家、水戸家、千代姫 酒井忠清はじめ諸老臣	鷹の鴈	7・29	家綱→若年寄、奏者番、鴈問詰 寺社奉行	雲雀
			8・3	家綱→禁裏	新鶴
4・3	家綱→尾張家（綱誠）	鷹馬	8・8	家綱→法皇、本院	鶴
4・8	家綱→館林徳川家、甲府徳川家 紀伊家、水戸家、千代姫	梅首鶏	8・16	家綱→禁裏	新鴻
			8・23	家綱→法皇、本院	新鴻
4・9	家綱→紀伊・水戸家世子 松平光長	梅首鶏	8・29	家綱→新院	鶴
			9・1	家綱→新院	新鴻
4・10	家綱→伊達綱村はじめ5人	鶴	9・13	前田綱紀→家綱	鴻
4・11	家綱→松平頼常はじめ4人	鶴	9・16	家綱→禁裏	鶴
4・12	家綱→松平義行はじめ5人	鶴	9・21	家綱→法皇、本院	鶴
4・13	家綱→松平頼元はじめ6人	鶴	9・27	家綱→館林徳川家、甲府徳川家、新院	鶴
4・14	家綱→織田長頼はじめ9人	鶴	9・28	家綱→尾張家、水戸家	鶴
4・15	家綱→前田綱紀はじめ7人 美濃衆3人	鶴	9・29	家綱→千代姫、紀伊黄門	鶴
			9・30	家綱→紀伊中将	鶴
4・22	家綱→前田綱紀、松平光仲	鶴	10・8	家綱→尾張中将	鶴
4・23	家綱→松平直矩、松平綱茂	鶴	10・10	家綱→松平光長、水戸羽林	鶴
4・26	家綱→酒井忠清はじめ諸老臣 松平光政はじめ5人	鶴	10・12	家綱→前田綱紀	鶴
			10・13	家綱→島津光久	鶴
4・28	家綱→酒井忠挙	鶴	10・19	家綱→松平光仲	鶴
4・29	家綱→藤堂高久	鶴	10・21	家綱→松平綱廣	鶴
5・4	家綱→宗義眞	梅首鶏	10・22	家綱→松平頼常	鶴
6・4	家綱→館林徳川家、甲府徳川家	巣鶴	10・23	家綱→藤堂高久、森長継	鶴
6・6	家綱→尾張家、水戸家	巣鶴	10・25	家綱→松平綱近	鶴
6・7	家綱→紀伊・水戸家世子 松平光長、前田綱紀	巣鷹	10・27	家綱→伊達綱村、松平綱昌	鶴
			10・29	家綱→酒井忠清、松平光晟、松平昌親	鶴
6・8	家綱→酒井忠清	巣鶴	11・4	家綱→尾張黄門	鴈
7・4	家綱→館林徳川家、甲府徳川家 尾張家、紀伊家	雲雀	11・7	家綱→松平頼純はじめ3人 松平光政	鴈
7・6	家綱→千代姫	雲雀	11・8	家綱→尾張黄門	鷹 2
7・9	家綱→紀伊・水戸家世子、 松平光長、前田綱紀	雲雀	11・10	水戸綱條→家綱	鴈 2
				家綱→松平義行はじめ5人	鴈
7・10	家綱→松平光仲はじめ5人	雲雀	11・11	家綱→有馬頼元はじめ8人	鴈
7・12	家綱→水戸家（綱條）	鷹 2	11・12	家綱→榊原政倫はじめ7人	鴈
7・13	家綱→松平義行はじめ9人 島津綱貴はじめ9人 館林徳川家、紀伊家 尾張・水戸家世子の北方 松平光晟妻	雲雀	11・13	家綱→戸田氏西はじめ12人	鴈
			11・14	家綱→老臣	鴈
			11・15	尾張黄門→家綱	鴈 2
			11・19	家綱→酒井忠挙、京都所司代	鴈
			11・22	家綱→水戸宰相	鷹 2
7・22	家綱→小笠原忠雄はじめ12人	雲雀	11・23	家綱→若年寄、奏者番	鴈
7・26	家綱→酒井忠清はじめ諸老臣 本多重益はじめ9人 本多忠国、松平信庸、	雲雀	11・26	水戸宰相→家綱	鴈・鴨
			11・29	水戸少将→家綱	鴈 2
			12・15	水戸宰相→家綱	鴈 2
7・27	家綱→酒井忠挙	雲雀	12・22	家綱→松平光茂	鶴

Hosei University Repository

年月日	贈答関係	鳥の種類・数量
天和3・8・12	綱吉→新院	新鴻
天和3・9・6	綱吉→禁裏	鶴
天和3・9・10	甲府徳川邸→綱吉	鴈
天和3・9・14	綱吉→本院、東宮	鶴
天和3・9・16	綱吉→本院	鶴
天和3・9・18	綱吉→新院	鶴
天和3・9・22	綱吉→尾張家、水戸家、甲府家	鶴
天和3・9・26	綱吉→徳川光貞	鶴
天和3・9・29	綱吉→紀伊・水戸家世子	鶴
天和3・10・1	綱吉→徳川光友	鶴
天和3・10・3	綱吉→堀田正俊	鶴
天和3・10・15	綱吉→京都所司代、大坂城代	鴈
天和3・11・22	綱吉→禁裏	白鳥
天和3・12・10	徳川光友→綱吉	鴈
天和3・12・11	綱吉→徳川光友	鹿 2
天和3・12・13	徳川光友→綱吉	鴈・鴨
天和3・12・15	徳川光友→綱吉	鴈
貞享元・3・28	綱吉→松平養行	塩鴈
貞享元・5・29	徳川光友→綱吉	巣鹿
貞享元・6・1	徳川綱豊→綱吉	巣鶴
貞享元・6・4	綱吉→紀伊家、水戸家 甲府徳川家	巣鹿
貞享元・6・6	綱吉→尾張・紀伊・水戸家世子 徳川光友	巣鹿
貞享元・6・19	徳川綱豊→綱吉	雲雀
貞享元・6・26	綱吉→紀伊家、水戸家 甲府徳川家	雲雀
貞享元・6・27	綱吉→御三家世子、千代姫	雲雀
貞享元・6・29	綱吉→徳川光貞の籠中	雲雀
貞享元・8・2	綱吉→禁裏	新鴻
貞享元・8・7	綱吉→本院、東宮	新鴻
貞享元・8・10	綱吉→新院	新鴻
貞享元・8・16	伊達綱村→綱吉	初鶴
貞享元・8・16	綱吉→禁裏	初鶴
貞享元・8・18	伊達綱村、松平忠弘、丹羽長次 →綱吉	鶴
貞享元・8・18	綱吉→本院、新院、東宮	鶴
貞享元・9・16	綱吉→禁裏	新鶴
貞享元・9・22	綱吉→本院、東宮	鶴
貞享元・9・26	綱吉→新院	鶴
貞享元・9・29	綱吉→紀伊家、水戸家 甲府徳川家	鹿
貞享元・10・3	綱吉→徳川光友、千代姫	鶴
貞享元・10・11	綱吉→尾張家、紀伊家 紀伊・水戸家世子	鶴

年月日	贈答関係	鳥の種類・数量
貞享元・11・3	綱吉→諸老臣	鴈
貞享元・12・5	綱吉→禁裏（寒中見舞い）	白鳥
貞享元・12・12	徳川光貞→綱吉（12・6～鷹狩）	鴈 2
貞享元・12・16	徳川光貞→綱吉	鴈
貞享元・12・18	徳川光貞→綱吉（～12・22帰謁）	鴈
貞享2・2・23	綱吉→徳川綱教	鶴6、鴈20、雉子30
貞享2・4・9	綱吉→徳川光貞	鷹馬
貞享2・4・14	綱吉→徳川綱誠	鷹馬
貞享2・6・10	徳川綱豊→綱吉	巣鶴 2
貞享2・6・12	徳川光友→綱吉	巣鷹 6
貞享2・8・9	南部重信→綱吉	新鶴
貞享2・8・10	綱吉→禁裏	新鴻
貞享2・8・14	綱吉→禁裏	鶴
貞享2・8・16	綱吉→東宮	鴻
貞享2・8・19	綱吉→本院	鴻
貞享2・9・4	綱吉→東宮、本院	鶴
貞享2・9・13	綱吉→禁裏	鶴
貞享2・9・21	綱吉→東宮、本院	鶴
貞享3・4・6	綱吉→徳川光友	鷹馬
貞享3・5・22	徳川綱豊→綱吉	巣鹿 2
貞享3・6・3	綱吉→紀伊家、水戸家 甲府徳川家	巣鹿
貞享3・6・4	綱吉→尾張邸	巣鹿
貞享3・8・3	綱吉→禁裏	新鴻
貞享3・8・6	綱吉→禁裏	鶴
貞享3・8・6	綱吉→本院、東宮	鴻
貞享3・8・16	綱吉→本院、東宮	鶴
貞享3・10・4	綱吉→禁裏	鶴
貞享3・10・6	綱吉→東宮	鶴
貞享3・10・11	綱吉→本院	鶴
貞享4・5・25	綱吉→徳川光貞	鷹馬
貞享4・5・27	甲府徳川邸→綱吉	巣鹿 2
貞享4・6・9	綱吉→御三家、甲府徳川邸 前田綱紀	巣鹿
貞享4・6・9	尾張邸→綱吉	巣鹿
貞享4・8・4	綱吉→禁裏	新鴻
貞享4・8・12	綱吉→禁裏	初鶴
貞享4・8・21	綱吉→本院、仙洞	鴻
貞享4・8・26	綱吉→本院、仙洞	鶴
貞享4・11・1	綱吉→禁裏	鶴
貞享4・11・4	綱吉→本院	鶴
貞享4・11・7	綱吉→仙洞	鶴

Hosei University Repository

第5表　綱吉政権の鷹の鳥献上・下賜儀礼

年月日	贈答関係	鳥の種類・数量	年月日	贈答関係	鳥の種類・数量
延宝8・10・29	綱吉→本院	鶴	天和2・7・3	綱吉→甲府徳川家、紀伊家 水戸家	雲雀
延宝8・11・7	綱吉→新院	鶴	天和2・7・4	綱吉→千代姫	
天和元・5・10	徳川綱豊→綱吉	巣鷹 2	天和2・7・10	綱吉→尾張・紀伊・水戸家世子	雲雀
天和元・6・11	綱吉→御三家、甲府徳川家	巣鷹	天和2・7・18	綱吉→禁裏	新鶴
天和元・6・12	綱吉→御三家、前田綱紀	巣鷹	天和2・8・3	伊達綱村→綱吉	新鴻
天和元・7・21	綱吉→徳川綱誠	鷹	天和2・8・21	佐竹義處→綱吉	新鴻
天和元・8・1	綱吉→禁裏	新鴻	天和2・8・21	綱吉→禁裏	新鴻
天和元・8・3	綱吉→禁裏	新鶴	天和2・8・25	綱吉→本院、新院	新鴻
天和元・8・3	綱吉→本院	新鴻	天和2・8・27	朝鮮信使→綱吉	鷹子 10
天和元・8・9	綱吉→松平光政	鷹馬	天和2・8・29	伊達綱村→綱吉	鶴
天和元・8・16	綱吉→本院	初鶴	天和2・8・29	綱吉→本院	鶴
天和元・8・22	綱吉→新院	鶴	天和2・9・4	綱吉→新院	鶴
天和元・9・3	若君（徳松）→綱吉	鶴	天和2・9・14	綱吉→禁裏	鶴
天和元・9・11	綱吉→禁裏	鶴	天和2・9・18	綱吉→本院、新院	鶴
天和元・9・16	綱吉→本院、新院	鶴	天和2・9・19	綱吉→桂昌院	鶴
天和元・10・4	綱吉→甲府徳川家、尾張家 水戸家	鷹の鷂	天和2・9・25	綱吉→紀伊家、水戸家 甲府徳川家	鶴
天和元・10・11	綱吉→紀伊家	鶴	天和2・9・27	綱吉→徳川光友	鶴
天和元・10・13	前田綱紀→綱吉	新鴻	天和2・10・13	綱吉→堀田正俊	鶴
天和元・10・14	綱吉→徳川綱教、徳川綱條	鶴	天和2・10・18	綱吉→徳川光圀	鷹3（馬1）
天和元・10・16	綱吉→徳川綱誠	鶴	天和2・11・12	綱吉→老臣、側用人	鷂
天和元・10・23	綱吉→前田綱紀	鶴	天和2・11・25	徳川光圀→綱吉	鶴
天和元・10・26	綱吉→島津光久	鶴	天和3・3・19	綱吉→徳川光貞	鷹馬
天和元・10・27	綱吉→松平光仲	鶴	天和3・3・23	綱吉→徳川綱誠	鷹馬
天和元・10・29	綱吉→松平頼常はじめ4人	鶴	天和3・5・2	若君（徳松）→綱吉	鶴3
天和元・11・1	綱吉→松平昌親はじめ2人	鶴	天和3・5・28	綱吉→井伊直該	鷹馬
天和元・11・6	綱吉→松平頼純はじめ6人	鷂	天和3・閏5・19	徳川光友→綱吉	巣鷂・児鷂
天和元・11・6	徳川綱誠→綱吉	鷂	天和3・閏5・22	綱吉→尾張家・甲府徳川家	巣鷹
天和元・11・7	綱吉→伊達宗利はじめ5人	鷂	天和3・閏5・23	綱吉→紀伊・水戸家世子 前田綱紀、徳川光貞 徳川光圀	巣鷹
天和元・11・14	綱吉→老臣	鷂	天和3・7・13	甲府徳川邸→綱吉	雲雀
天和元・11・19	綱吉→松平光茂	鶴	天和3・7・16	綱吉→禁裏	新鶴
天和元・12・4	綱吉→保科正容	鷂	天和3・7・19	綱吉→徳川綱豊、千代姫	雲雀
天和元・12・4	徳川光貞→綱吉	鶴	天和3・7・19	南部重信→綱吉	鶴
天和元・12・15	若君（徳松）→綱吉	鶴	天和3・7・22	綱吉→紀伊・水戸家世子 紀伊邸の籠中	雲雀
天和元・12・29	綱吉→堀田正統、井伊直該 老臣、側用人	鶴 鷂	天和3・7・22	綱吉→本院、東宮	新鶴
天和2・3・7	女五宮→綱吉	白鳥	天和3・7・27	綱吉→新院	新鶴
天和2・3・21	綱吉→徳川光友	鷹馬	天和3・7・30	伊達綱村→綱吉	新鴻
天和2・3・26	綱吉→松平頼常	鷹馬	天和3・7・30	綱吉→禁裏	新鴻
天和2・5・29	徳川綱豊→綱吉	巣鷹	天和3・8・2	綱吉→尾張邸	雲雀
天和2・6・9	徳川光友→綱吉	巣鷂	天和3・8・3	綱吉→本院、東宮	新鴻
天和2・6・11	綱吉→甲府徳川家、紀伊家 水戸家	巣鷹	天和3・8・9	綱吉→稲葉正往	白鳥
天和2・6・12	綱吉→尾張・紀伊・水戸家世子	巣鷹			
天和2・7・1	徳川綱豊→綱吉	雲雀			

（注）『徳川実紀』第五篇より作成。

Hosei University Repository

川家・紀伊家・水戸家・千代姫・大老・老中らが鷹の鴈を拝領している。また四月には前述の諸家及び役職、そして将軍家血縁の諸家、伊達・前田などの有力諸家に梅首鶏・鷸を、六月には館林徳川家・甲府徳川家・紀伊家・水戸家、紀伊家・水戸家の嫡子、前田家・松平光長・酒井忠清に巣鷹（巣鷂）、七月には徳川家の血縁の家筋とその嫡子、島津家・松平家・本多家などの有力諸家、大老・老中・若年寄・奏者番・寺社奉行、そして鴈間詰の諸家が雲雀を拝領している。さらに八月から一〇月にかけては朝廷、それに前述した諸家などに鶴（朝廷のみは鴻を含む）、そして一一月には有馬家・榊原家・戸田家・松平家などの有力諸家のほか、幕府の要職に就いている者が鴈を拝領している。これから判明することは、二月の鷹の鴈は将軍の鷹狩が行われたことによる拝領であるから除外して考えると、四月の梅首鶏・鷸の下賜儀礼、六月の巣鷹（巣鷂）の下賜儀礼、七月の雲雀の下賜儀礼、八月から一〇月にかけての朝廷への鶴・鴻の献上儀礼と諸大名などへの鶴の下賜儀礼、一一月の鴈の下賜儀礼は、幕府の年中行事となっていたといえる。

それでは綱吉政権下の諸鳥下賜儀礼はどのように推移したのであろうか。「生類憐みの令」が本格的に触れられる貞享四年（一六八七）までの状況をまとめたものが第5表である。本表がその全体を網羅しているとは思われないが、いくつかの特徴を指摘することができる。①全般的に諸鳥拝領の対象者が狭まっている、②家綱政権下でみられた四月の梅首鶏・鷸の下賜儀礼が綱吉政権下ではその就任当初からみられない、③七月の雲雀の下賜儀礼（貞享元年は六月）が貞享二年からみられなくなる、④八月から一〇月にかけての諸大名などへの鶴の下賜儀礼が貞享二年からみられなくなり、朝廷への鶴・鴻の献上儀礼のみとなる、⑤一一月の鴈の下賜儀礼は、天和元年（一六八一）では有力諸家や老中に行われていたが、同二年から貞享元年までは幕府要職者に限られ、貞享二年以降ではこの儀礼自体がみられなくなる。なお、③に関連して「実紀」の元禄元年（一六八八）六月二一日条には「家門の輩へ、今年より例賜の雲雀を停廃せらるゝ旨伝へらる」[33]とあって、雲雀の下賜儀礼がこの年まで残っていた可能性はあるが、すでに述べたように「実紀」からは貞享二年以降確認できない。以上のことから、綱吉政権下の鷹の鳥下賜儀礼は、綱吉の将軍就任時から前代よりも下賜対象者が縮小され、天和元年からは諸大名などへの鷹の鷂・梅首鶏の

Hosei University Repository

下賜儀礼が廃止され、貞享二年からは鷹の雲雀・鶴・鴈の下賜儀礼もなくなった。貞享二年段階で幕府の年中行事として残存した鷹儀礼は、朝廷への鷹の鶴・鴻の献上儀礼と御三家・甲府徳川家・加賀前田家に対して行われた巣鷹の下賜儀礼だけであった。

このほか、綱吉政権下では将軍の鷹狩が中止されたことで、鷹狩時の供奉者・休息所などへの褒賜儀礼もみられなくなり、また後年の史料に「御料理被成下候儀、常憲院様御時より中絶せる」[34]とあるように、鷹の鳥の饗膳儀礼も廃止された。さらに貞享期以降、幕府への鷹献上を止める藩が相次ぎ、元禄期には全面的に停止された[35]。

このように、将軍綱吉はその就任時から諸大名との間で取り結んでいた鷹儀礼の縮小に取り組み、徐々にその度合いを強めていった。しかし、朝廷への鷹の鶴などの献上儀礼がこれ以後も廃止されなかったのは、それが幕府の公権を支える礼の体系においてきわめて重要な役割をもっていたからと理解される。また鷹儀礼が貞享二年からさらに縮小されるのは、同元年八月に最も信頼していた側近の一人である大老堀田正俊が刺殺され、また「天和の治」で賞罰厳明政策を強力に推進したことで将軍専制体制が整い、仁政のさらなる拡大のなかで生類保護や倹約などが徹底されたことに起因しているとみられる。

4　鷹場政策の変容

綱吉は将軍の鷹狩を中止したが、それでも幕府鷹場を廃止することはなかった。ここに将軍の鷹狩を目的としない幕府鷹場が現出した。しかし幕府鷹場では、将軍の鷹狩が行われなくとも、放鷹制度の維持のために鷹師の鷹狩が行使されることはあった。この鷹狩によって捕獲された獲物は、将軍から諸大名などに下賜する鷹の鳥の対象となり得た。そのすべてが鷹師から調達されたわけではなく、大名などからの献上鳥によって賄われることもあったが、鷹師は将軍が献上・下賜する鷹の鳥の調達の一端も担っていたわけである。さらに綱吉政権の初期段階では、まだ鷹が多数飼育されいたので、その餌を調達する必要があり、その餌を調達する一つの領域が鷹場であった。究極において放鷹制度を廃止しない限り、鷹場はなくならないということであろう。それは朝廷へ献上、もしくは大

Hosei University Repository

名などへ下賜する鷹の鳥は、形式的には将軍の拳から放たれた「御鷹」により捕獲した獲物を前提としており、その場が「御鷹場」なのであった。すなわち、この時期幕府の政治儀礼として重要な位置を占めていた鷹儀礼は、さまざまな状況のなかで縮小されることはあっても撤廃しえず、鷹場制を含む放鷹制度の全面的な廃止を困難たらしめたのである。

このことを前提として、綱吉政権初期の鷹場政策をみてみよう。その際、家綱政権期の鷹場政策との比較を通して、その性格を考えていくこととする。幕府鷹場は、すでに家綱政権下の寛文年間には江戸廻りはもちろん、関東・畿内近国・東海などの広域にわたって設定されていた。たとえば、関東北部の事例として「実紀」の寛文一一年（一六七一）二月九日条に「前月九日上州桐生の鷹場にて銃打しもの両人を搦取し鳥見并に農民に賞行はる」[36]とあり、また関東東部では同一二年三月二日条には「狩場にて鳥とりしもの捕へたるにより、東金鳥見所属の同心に銀賜ふ」[37]とあって、上野国や上総国にまで及んでいたことが知られる。またこの時期には相模国一国も、小田原藩や鷹師頭の「預り場」、八王子鷹部屋の管轄地域となっていた[38]。また関東の諸地域には大名に与えた恩賜鷹場が何か所も存在し、それは畿内近国にも分布していた[39]。さらに幕府鷹場は三河国内にも存在した。次の史料は、寛文一三年二月三日に幕府老中四名が三河国内で領域支配を展開している大名・幕府代官らに下達したものである[40]。

参州吉良御鷹場其外於御領私領、以鉄炮蜜々鶴・白鳥・鴈・鴨等打之由、其聞有之候間、入精見出相捕候様、領内堅可被申付候、若捕候儀於難成者切殺候共、又者鉄炮にて打殺候而も不苦候間、可被得其意候、恐々謹言

当時、三河国内の吉良鷹場周辺では、鉄砲による鶴・白鳥などの密猟が相次いでいた。そこで、これを取締るため三河国内の領主を動員して犯人の摘発に乗り出したのである。この吉良鷹場はもともと豊臣政権が鷹場に設定していたところであり、徳川政権が継承した由緒をもっていた。この時期の吉良鷹場の支配は、公儀鳥見役伊藤正行が行っていた。この正行の祖父正知ははじめ徳川家康に仕え、一時豊臣秀吉の所望により吉良の鷹場奉行となった

Hosei University Repository

が、のち家康に再び召し抱えられ、伏見の鷹場奉行を勤めたという。その時代には伏見にも幕府鷹場が存在したことになる。そして父正信は三河国に住して吉良の鷹場奉行を勤め、それを正行が継承して家綱の代まで維持していたのである。[41]

さて、幕府鷹場の広域的展開を概観したところで、家綱政権期の鷹政策の推移を検討しておきたい。三代将軍家光が没してまもない慶安四年（一六五一）四月二四日、幕府は財政削減の一環として、抱えられていた大奥女房を多数解雇し、負の遺産を整理している。[42] 鷹関係も例外ではなく、同二九日には「今年は巣鷹献ずる事あるべからずと令せられ、各所へまかりし鷹匠、鳥見等召かへさしめらる」[43]とあり、また同五月一四日には「鷹つかはせたまふまでは鷹も塒を出し、用ゆべき鷹のみをのこして、其外は放さるべき旨、鷹匠等へ松平伊豆守信綱命ず」[44]とあって、その方針により同二〇日には「鷹五十連放たる」[45]ことになった。明らかに鷹関係の縮小がみられるのである。

一方、この頃の鷹場ではどのような規制が行われていたであろうか。慶安四年九月七日、相模国東郡羽鳥村では鷹匠頭間宮氏の支配に属した鳥見（郷鳥見）二名に鷹場取締りに関する請書を提出している。[46] それによれば、①鷹使い許可の鑑札を持たない鷹匠等には鷹狩をさせない、鑑札を持たない者が鷹使いをしていたならば鳥見に報告する、②鷹場内では田の水干しをしておくこと、そうでなければ田地の持主や名主を問する、③案山子を立てない、④すべての鳥を追い立てない、⑤鷹場内の作物で鷹狩の際に障害となるものは根を取り除くこと、⑥餌指であっても法度の鳥をとらせず、「御墨印」を持たない餌指に一切の殺生をさせてはいけない、⑦鷹場では道橋の普請に心掛け、鷹番を設置しておくこと、などが鷹場村々に申し渡されていた。鳥の居つきを良くして鷹使いの支障にならないようにすることが村々の第一義的な義務であり、そのための規制が徹底していたことがわかる。

ところが、万治元年（一六五八）一二月には「在々所々雖為御鷹場、年内よりかゝしをいたし、麦をまかセ可申事」「鹿猪追セ申へく、勿論取来候所ハ猶以可為其通事」[47]とあって、鷹場規制が緩和された。これは凶作による農村困窮を背景としたもので、ほぼ同文の法令が同三年八月にも触れられている。[48] 鷹場において案山子を立て、鹿や猪を追い払ってもよいというのは、鳥の居つきよりも農村保護を優先させたものであり、鷹場規制の大きな後退を意

Hosei University Repository

味していた。

寛文期に入ると、再び鷹場規制が強化された。同六年（一六六六）一一月一一日、勘定所が関東幕領村々に触れた下知状のなかに「御鷹場之儀、毎度不相触候とも、道橋等無油断可作之、就中御鷹野之時分可入念、餌差ニて候共、御法度之鳥を取候ハ、捕置之、可注進、又鷹つかひ候輩有之ハ相改、何方迄も附送、宿可聞届之、江戸え相越候ハ、屋敷迄付届、断置、急度可申来、惣て御鷹場之儀、従跡々有来通、公儀御法度かたく可相守事」[49]とあって、厳しい鷹場規制が復活していることがわかる。同七年九月二七日には、当時鷹方支配の統括者であった若年寄永井尚庸が鷹師頭一一名に餌差の勤方について申し渡しをしている。[50]これは当時、鷹師頭の支配下にある餌差が勤向きにおいて非分をすることが多く、その監察強化をねらったものであろうと理解される。

続いて延宝期に入ると、同三年（一六七五）一二月、鳥見（郷鳥見）が相模国三浦郡村々に触れた鷹場法度書[51]によれば、①各村に一軒ずつ鷹番所を設置し、番人二名を常置する、②鷹札を鷹番所に掛け置き、鷹匠来村の際引き合わせる、③鷹番人は勤向きを厳守し、怠った時は名主・五人組まで処罰する、④鷹札を持たない鷹匠を発見した場合は追い払う、⑤鷹匠が来村した場合は即時に鷹番人が駆けつけて鷹札を改める、⑥鷹札を持たない鷹匠に宿を提供した者がいたならば公儀に注進する、⑦鷹匠が宿に着いた場合、宿主と名主が鷹札を引き合わせる、⑧他組の鷹匠、武家家中、鷹札のない鷹匠が往還を通過しようとする時は管轄する鷹場の外れまで見届けることが義務づけられている。寛文期よりも一段と鷹場規制が強化されていることがわかる。この規制強化は、単に鷹師頭や鳥見の権限に基づいているのではなく、⑥にみられるように公儀と直結していた。

このように、家綱政権期の鷹場規制は、社会の動向に規定されながら大きな振幅をみせた。そして寛文期以降、幕府役人に対する監察体制が強化されるなかで、鷹匠や餌差の鑑札所持が厳しく問われ、その取締りが鷹場村々に義務づけられ、延宝期にはそれがさらに徹底していった。

次に、綱吉政権初期の鷹場規制がどのような特色をもっていたかをみていきたい。前述したように、綱吉は将軍就任早々、幕府農政の基本に仁政を掲げ、その執行を老中堀田正俊らに命じた。延宝八年九月一五日には堀田正俊

Hosei University Repository

の命を受けた勘定頭二名が関東郡代伊奈氏に、当年の鷹使いの中止を勧告するなかで、鷹場での鳥追い・案山子立て・縄張りの許可を伝達し、村々への徹底を計らせている。この鷹場規制の緩和方針は、実際の鷹場支配に携わる鷹匠頭・鳥見などへも伝達されたとみられる。翌九年九月に鷹匠頭間宮敦信が支配村々に触れた「申渡口上之覚」[52]によれば、①鷹札を持たない鷹匠に鷹を使わせない、②黒印札を持たない餌差に殺生をさせない、③手鷹師や鷹匠同心が宿泊した場合は木銭・夫銭を受け取ること、④鷹師らから馬を要求された場合は駄賃銭を取って貸すこと、⑤所属の同心・餌指・犬牽の不正に留意し、村々からも贈り物をしないようにするとある。①②からはこの年鷹匠らの鷹使いが認められたようにもみえるが、全体の内容は鷹場村々への規制というより鷹役人の勤務動向の査検を村々に義務づけた色彩が強い。勿論、これも鷹場規制にほかならないが、従来よりはきわめて緩和された内容といってよい。

そして天和期に入ると、鷹場支配のみならず、幕領支配においても、仁政の実現を期すべく仁心教化を主体とする政策へと変化していった。たとえば、農民生活においては、忠孝・倹約などが強く織り込まれ、その取締りが強化されている。このなかで、鷹場規制においても、鷹場村々のあるべき姿が要求された。綱吉の仁政とは、農民が困窮していれば慈悲の政治が展開されたが、回復すれば農民としての分限を求める強権的政治へと変貌した。こうした方向は、家綱政権期あたりからみられたものであったが、綱吉政権ではそれがより徹底された。ただし天和・貞享期あたりから、以前にも増して特徴的となってくるのが殺生規制の強化である。これは綱吉政権下の鉄砲規制の全国的広がりと密接に連動しているように思われる。たとえば、天和三年（一六八三）三月九日、紀伊徳川家の恩賜鷹場に属した武蔵国足立郡染谷新田が紀州鳥見に提出した手形には次のようにある。[53]

指上申手形之事

紀州　中納言様於御鷹場ニ兼而被　仰付候通り、大鳥ハ不及申ニ□鳥迄も取申間敷候事

一　他所ゟ参候殺生人、何殺生人ニ而も御鷹場之内江入申間敷□、若し殺生人入申候歟、又者所之者鳥取申候

Hosei University Repository

上後日御聞出し候共、御せんさく之上何様之□事ニも可被　仰付候、為其村中不残証文手形差上申候

この地域の鷹場規制に伴う手形は、寛文一三年段階では五か条であったが[54]、この期には二か条へと激減し、捕鳥・殺生規制のみとなっている。背景には、殺生人の横行が問題となっていたのであろうが、手形の内容からいえば大きな変化であった。

貞享期になると、殺生人取締りはさらに徹底していった。同四年（一六八六）二月一六日には、勘定頭彦坂重治・仙石政勝・大岡重清と「御勘定頭に副てつとむべきむね[55]」を命じられた佐野正周・国領重次の五名が、次のような内容を村々へ徹底させるよう関東郡代伊奈氏に指示している[56]。

所々御鷹場におゐて、脇々之者夏冬不限、忍鷹遣ひ、且又似セ餌差入込、致殺生者有之候ハ、相改、其者宿江付届ケ預置、早速致注進候様ニ、其方御代官所之内、御鷹場之村々江急度可被申付候、以上

幕府が鷹場内での忍びの鷹使いや贋餌差の横行に対して、その取締りを強化したものである。勿論、鷹札を持つ鷹師の鷹使いや黒印札を持つ餌差の殺生は公認されていた。すでにこの年正月二八日、幕府は牛馬などに対する「生類憐みの令」を出しており[57]、鷹場での不法な鷹狩・殺生の禁止もその流れにあるものとみられる。

さて、「生類憐みの令」の始期については諸説あって確定していないが、そもそも生類を憐れむ思想が何に根ざしているのかを考える必要があるように思われる。このことを考える時、仏教思想における殺生忌避が問題とされるが、そればかりではなく、儒教思想の仁のなかにも慈しみの心＝仁心があり、殺生忌避と通じるものがある。実際、貞享二年九月一九日に幕府は「馬の筋のぶる事は武用に便ならず、ことさら不仁なれば、官廐につなぐところの馬は、先年より其事停禁せられしかど、今に於て世なを其事するものありと聞ゆ、此後かたく禁ずべし[58]」と令し、馬の保護という観点からすれば馬の筋を伸ばすことは武用のためにも悪く、不仁であるとして禁止している。「生類憐

Hosei University Repository

みの令」の強化が進行している元禄六年（一六九三）四月三〇日の法令にも「すべて生類愛憐の事仰出されしは、人々仁心に至るべきとの盛旨なれば、いよいよその旨心得べし」[59]とあって、「生類憐みの令」を触れたのは民衆の仁心教化を本旨としていることを述べており、綱吉の仁政の一環であったことが窺知できる。

このようにみてくると、幕令としての「生類憐みの令」の始期は狭義には貞享元年六月の法令[60]に求められ、また生類憐みの志の源泉は綱吉が将軍就任時に掲げた仁政方針のなかに内在していたように思われる。しかし、この志も伝統的な礼の秩序や人間の本性との狭間で徹底しなかった。そうした事例の一つとして「実紀」の同二年一一月七日条には、「鳥類、貝類、海老等、いまより後庖厨に用ふべからず、しかりといへども公卿に饗賜はるときは、この限にあらず」[61]とあり、江戸城内の食事では鳥・貝・海老などを使用禁止としたが、公卿への饗応では格別のこととされていた。それは公卿への饗応が朝幕間の礼的秩序の一つとして伝統的に作用していたために停止することができなかったことを示していよう。

結びにかえて

以上、家綱政権の鷹政策を視野に入れながら、綱吉政権初期の鷹政策の特質について検討してきた。その詳細は本文に譲ることとし、その大要をまとめておきたい。綱吉は将軍就任時に仁政を幕政運営の基本にすえたことにより、鷹政策に関しては将軍の鷹狩を中止し、また鷹方支配を若年寄の職務分課の一つとして位置づけ、鷹役人の削減を実施していった。さらに鷹儀礼についても、恩賜鷹場の下賜を行わず、鷹の鳥の拝領、褒賜・饗膳などの儀礼も大幅に縮小・廃止していった。貞享期には朝廷への鷹の鶴などの献上儀礼や御三家・甲府徳川家などへの巣鷹・鷹の鳥の下賜儀礼のみを残すだけとなったのである。

将軍の鷹狩が行われない鷹場では、延宝八年については鷹師の鷹使いも中止されたが、その後鑑札を持つ鷹師の鷹使いや餌差の殺生は鷹場村々の厳しい監視のもとで実施されていた。村々に対する鷹場規制は、凶作などで困窮

Hosei University Repository

していればきわめて緩和され、そうでなければ厳格であることが要求された。これも仁政の実現のありようであった。

こうした鷹政策の変革は、「生類憐みの令」の発令によって連動するようになったが、いずれも綱吉政権の仁政方針に規定されたものであった。そこで、幕令としての「生類憐みの令」の始期を、狭義には貞享元年六月令に求め、これも仁政実現の一つの具体化であることを述べた。

さて最後に、近世の鷹場概念について提起しておきたい。将軍の鷹狩を中止した綱吉政権のもとでは、その当初から鷹儀礼・鷹役人を縮小・削減したが、なおもそれらは残存し、鷹場では鷹場法度も機能していた。将軍の鷹狩を目的としない幕府鷹場が現出したわけだが、この期の鷹場を含めて、近世の鷹場とは将軍・大名などが鷹狩を中心とする狩猟の場として領有した特定の領域であり、換言すれば将軍・大名などが放鷹制度を維持するために領有した特定の領域ということになろう。その場合、放鷹制度とは法と組織とに基礎づけられた放鷹制（鷹狩・鷹部屋の運営・鷹の取得体制などを含む）・鷹場制（鷹場支配体制・鷹場役徴収体制などを含む）・鷹儀礼（鷹・鷹の鳥・鷹場の下賜、そしてその受領などを含む）を主たる構成要素とすると考えておきたい。なお、綱吉政権における「生類憐みの令」発令後の鷹政策の推移については、別稿を用意したい。

〈注〉

（1）筆者・村上直共著『鷹場史料の読み方・調べ方』〈雄山閣出版、一九八五年〉一七七～八一頁、大友一雄「鷹をめぐる贈答儀礼の構造」（『国史学』第一四八号、一九九二年）、同「近世の御振舞いの構造と『御鷹之鳥』概念」（『史料館研究紀要』第二六号、一九九五年）、岡崎寛徳「近世武家社会における諸鳥下賜・饗応儀礼の展開」（『中央史学』第一九号、一九九六年）。

（2）大石学「近世江戸周辺農村の機能と性格」（『徳川林政史研究所紀要』昭和五十八年度、一九八三年、のち改稿して『享保改革と地域政策』所収、吉川弘文館、一九九六年）、岩田浩太郎「関東郡代と『領』――江戸周辺の地域編成の特質――」（『関東近世史研究』第一六号、一九八四年）、斉藤司「近世前期、関東における鷹場編成」（『関東近世史研究』第三二号、

Hosei University Repository

一九九二年)、同「近世前期における五畿内近国の鷹場編成」(関東近世史研究会編『近世の地域編成と国家』、岩田書院、一九九七年)。

(3) 大石学「享保期における鷹場制度の再編・強化とその意義」(『史海』第二三・二四合併号、一九七七年、のち改稿して『享保改革と地域政策』所収、吉川弘文館、一九九六年)。

(4) 筆者「寛政期における鷹場制度の展開過程」(『法政史論』第五号、一九七八年)、同「近世鷹場制度研究序説」(『袖ケ浦町史研究』創刊号、一九七八年)。

(5) 前掲注(2)岩田論文。

(6) 伊藤好一「鷹場と広域支配——その研究史にそって——」(『多摩の歩み』第五一号、一九八八年)。

(7) 前掲注(2)斉藤論文。

(8) 北島正元「鷹場と目黒六ケ村」(『目黒区史』通史編、二四五~六五頁)。

(9) 大館右喜「生類憐愍政策の展開」(『所沢市史研究』第三号、一九七九年)。

(10) 塚本学『生類をめぐる政治』(平凡社、一九八三年)一〇〇~二〇頁、同『江戸時代人と動物』(日本エディタースクール出版部、一九九五年)一九六~二一六頁。

(11) 『徳川実紀』第五篇、三六八頁。

(12) 右に同じ、三六九頁。

(13) 岡崎寛徳「近世前期における江戸幕府御鷹方支配役と若年寄」(『中央大学大学院研究年報』第二六号、一九九二年)。

(14) 『御触書寛保集成』一三一二号、六八八頁。

(15) 「教令類纂」初集十三(『内閣文庫所蔵史籍叢刊』二一、「教令類纂」初集一、汲古書院、一九八二年、二四七~八頁)。

(16) 前掲注(11)に同じ、四五一頁。

(17) 『徳川実紀』第六篇、一七六頁。

(18) 前掲注(11)に同じ、五三〇~三頁。

(19) 前掲注(11)に同じ、三九二頁。

(20) 前掲注(11)に同じ、四四一頁。

(21) 前掲注(11)に同じ、四六六~七頁。

(22) 前掲注(11)に同じ、五八七頁。

(23) 前掲注(11)に同じ、四六二頁。

(24) 前掲注(11)に同じ、四六五頁。

(25) 前掲注(11)に同じ、四九〇頁。

Hosei University Repository

(26) 「憲教類典」五之十四・町奉行（『内閣文庫所蔵史籍叢刊』四三、「憲教類典」七、汲古書院、一九八四年、二〇九～一〇頁）、『古事類苑』官位部三、四一七頁。

(27)(28) 前掲注（11）に同じ、五六二頁。

(29) 藤田覚「元禄期幕府財政の新史料――『貞享3年御入用払高積書』・元禄7年『御蔵入高並御物成元払積書』について――」（『史学雑誌』第九〇編第一〇号、一九八一年）。

(30) 斉藤司「近世前期、関東における鷹場編成」（『関東近世史研究』第三二号、一九九二年）。このなかで、斉藤氏から筆者がかつて規定した「御借場」論について懇切な指摘をいただいた。確かに、現在確認できるところでは、「御借場」とは近世中期以降、将軍が徳川一門（御三卿など）の大名に御拳場のなかに下賜した鷹場を言い、大名が将軍から下賜された鷹場全般を「御借場」概念で把握するには無理があったように思う。しかし、斉藤氏の「拝領鷹場」論について、筆者は近世前期においては幕府による大名への鷹場の下賜は原則的に「拝領」と称しうる性格のものではなく、将軍と大名の個人間で取り結ばれた御恩関係の一環と考えているので、本稿ではこれまでの自説を訂正し、「恩賜鷹場」と表現することにした。たとえば、鷹場を下賜された側の史料によれば、「当所ハ右京大夫（佐竹義宣）上様（二代将軍徳川秀忠）ゟ御借被下候野場ニ候」（『大日本古記録』「梅津政景日記四」三七頁）という認識が示されている。斉藤氏に対する筆者の批判点は、コメント（『関東近世史研究』第三二号、一九九二年）及び本論を参照されたい。なお付言するならば、「恩賜鷹場」は被下賜者側の後年の史料からは「拝領」と記述される場合も見受けられるが、それは近世前期と中期以降との間で、「恩賜鷹場」についての認識のありようが変化しているからと考えられる。

(31) 『徳川実紀』第三篇、七二三頁。

(32) 『久喜市史』資料編II近世I、六五一頁。

(33) 『徳川実紀』第六篇、一五頁。

(34) 「官中秘策」巻七（『内閣文庫所蔵史籍叢刊』六、「柳営秘鑑二・仕官格義辨・官中秘策」、汲古書院、一九八一年、八六一～二頁）。

(35) 長谷川成一「鷹・鷹献上と奥羽大名小論」（『本荘市史研究』第一号、一九八一年）、菊池勇夫「鷹と松前藩――近世初・前期を中心に――」（地方史研究協議会編『蝦夷地・北海道――歴史と生活』、雄山閣出版、一九八一年）。

(36) 前掲注（11）に同じ、九三頁。

(37) 前掲注（11）に同じ、一二六頁。

(38) 前掲注（2）斉藤論文。

(39) 筆者「江戸幕府鷹場制度の形成と機能」（『法政大学大学院紀要』第五号、一九八〇年）、前掲注（2）斉藤論文。

(40) 「被仰出留」国立公文書館蔵。

Hosei University Repository

(41) 『新訂寛政重修諸家譜』第二十、三一八頁、筆者「江戸幕府鷹場制度の成立過程」（村上直編『幕藩制社会の展開と関東』、吉川弘文館、一九八六年）。
(42) 『徳川実紀』第四篇、四頁。
(43) 右に同じ、五頁。
(44) 前掲注（42）に同じ、八頁。
(45) 前掲注（42）に同じ、九頁。
(46) 『神奈川県史』資料編六、近世三、一一三～四頁。
(47) 『御触書寛保集成』二一一九号、一〇二九頁。
(48) 右に同じ、二一二一号、一〇三〇頁。
(49) 「御当家令條」巻二三、第二八五号（『近世法制史料叢書』二、一六一頁）。
(50) 前掲注（15）に同じ、二四五～七頁。
(51) 前掲注（46）に同じ、一四一～二頁。
(52) 前掲注（46）に同じ、一四二～三頁。
(53) 『浦和市史』第三巻・近世史料編一、一一三頁。
(54) 右に同じ、一〇四頁。
(55) 『新訂寛政重修諸家譜』第十五、六三頁。
(56) 前掲注（15）に同じ、二四八頁、『御触書寛保集成』一一二二号、五八四頁。
(57) 前掲注（11）に同じ、五九四頁。
(58) 前掲注（11）に同じ、五五五頁、「憲教類典」四之十七・殺生（『内閣文庫所蔵史籍叢刊』四一、「憲教類典」五、汲古書院、一九八四年、四六九頁）。
(59) 前掲注（33）に同じ、一六九頁。
(60) 「家世実紀巻之六十四」の貞享元年六月七日条（『会津藩家世実紀』第四巻、一一九頁）に「公儀江巣鷹御献上被成候事者（中略）当年迄引続年々被献候処、今程生類憐之事被仰出候節ニ付、御入用無之由御老中様ゟ御断ニ候間、此以来被相止之」とあり、この時の「生類憐みの令」に関連して、会津藩は幕府への巣鷹献上を停止した。なお、この法令の具体的な内容は不明であるが、甲府藩などは以後も幕府に巣鷹を献上していて、その対応に違いがみられる。
(61) 前掲注（11）に同じ、五五八頁。